

戦後フランスにおける 情報秩序の再構築に関する予備考察 (2) — 新聞の党派性とその変化

外国語学部 中 村 督

はじめに

解放後のフランスでは「カイエ・ブルー」を基に複数のオルドナンスが発行され、新聞・雑誌に関する法整備が進められた。その目的は、大戦前、つまり戦間期から問題になっていた新聞と金銭権力との関係を断ち切るとともに、ヴィシー政権下で対独協力に寝返った新聞の処遇を考案することにあった。法整備に携わった当事者からすれば、この二つの目的は互いに関連するものである。彼らは多くの新聞が金銭権力に塗れ、本来的な役割を果たさなかったことが前提となって、対独協力新聞が生まれていったと考えていたからである。それゆえ、ジャーナリストはもちろん政府関係者も解放期を奇貨として、情報秩序の再構築を試み、ある意味では彼ら自身の理想とするジャーナリズムの在り方を模索したわけである。その背景や実態を理解すべく、前稿ではとくに「カイエ・ブルー」が作成される過程を戦前との連続性を踏まえて分析し、新聞改革が実行されていく様相について考察した¹。

本稿では、こうした研究の一環として、実際に新聞がいかなる状況にあったのかを数字を追って再検討することを目的としている。それに際して、主に 1949 年にジャン・モッタンのによって公刊された『プレス政治史 1944 - 1949 年²』を参考にする。この資料は今日ではほとんど顧みられないことがないが、国務院評定官で数々の内閣に協力したモットン自身が一連の新聞改革を間近で観察しながら書いたもので、解放直後のジャーナリズムを理解するのに重要な記述を多く含んでいる。たしかに、タイトルに「政治史」とあるものの、モットンからすれば同時代の出来事を分析したのであ

1 本稿は、以下の続編であり、そこで解放期の情報に関する法制化について論じた。「戦後フランスにおける情報秩序の再構築に関する予備考察 (1) - 「カイエ・ブルー」に着目して」、『南山大学ヨーロッパ研究センター報』、南山大学ヨーロッパ研究センター、第 20 号、35-50 頁。

2 Jean Mottin, *Histoire politique de la presse 1944-1949*, Paris, Bilans hebdomadaires, 1949. なお、この資料の全体的な紹介については、以下を参照。Paul Leuilliot, « Jean Mottin, *Histoire politique de la presse 1944-1949* », *Annales. Économies, Sociétés, Civilisations*, n° 4, 1950, pp. 512-514.

て、当時まだ評価の定まらない法律や制度については留意しなければならない。とはいえ、資料のなかで利用されている統計的な数字は貴重な情報であり、本稿ではそれらを用いて 1944 年から 1947 年までを対象として新聞の発行状況を整理することから出発し、そこから新聞と政治政党の関係についての指摘を加えたい。

まずは戦前 1939 年 8 月における新聞の状況を簡単に確認し、解放直後のジャーナリズムの特徴を説明する。そして 1944 年 12 月時点での新聞の状況を戦前のそれと比較し、二つの時代の間で何が変わったのかを分析する。統計上、日刊紙は情報紙と政治紙とに分類されるが、総部数において両者がそれぞれ占める割合の変化に加えて、新聞改革に事前検閲制度が与えた影響を検討する。最後に 1974 年 3 月時点での新聞の種類や総部数を提示し、とくに情報紙のうちに現出する党派性に着目することで、解放から数年の間にフランスのジャーナリズム界を左右した諸要因の一端を理解することに努める。

一. 解放直後における新聞の状況

ここでは解放直後の新聞の状況について論じるが、その前に戦前のそれについて触れておく必要がある。また、『プレスの政治史』の数字を利用するにあたって、モッタンの指示にしたがって、注意すべき点を挙げておきたい。第一に戦前の統計は、第二次世界大戦の直前 1939 年 8 月時点でのものである。第二に統計に利用された新聞は少なくとも 2 万部以上の印刷部数を超える日刊紙であり、それ以下のものは含まれていない。第三に日刊紙は「情報紙」(*presse de grande information*)と「政治紙」(*presse politique*)に分類して整理されていることである。ここでいわれる情報紙とは政治的中立性と客観性とを有し、商業的側面の強い新聞のことを指す。他方、政治紙とは政党の機関紙と同様の役割を果たし、また、政党によって支持されている理想の伝達を目的とした新聞のことである³。もちろん、両者を「情報」と「政治」に明確に分けて考えるのはほとんど不可能に近い。実際、フランスにあっては情報紙といっても伝統的に政治政党と深い関係を築くことは多く、また、政治紙にも党派性とは切り離された情報が掲載されることは特段めずらしいことではなかった。しかし、情報紙と政治紙の区分が曖昧であったとしても、それぞれの新聞の理念や方針からある程度の分類は可能であり、ひとまずはモットンにしたがうことにする。これは便宜上からだけでなく、少なくともモットンという人物が戦前直前と解放直後にはこの分類が可能であると判断した事実そのものにも研究上の意義があると考えられるからである。

3 Jean Mottin, *op. cit.*, pp. 22-23.

1939年8月時点において新聞に関する具体的な数字に目を移すと、情報紙は22紙、総印刷部数は726.6万部、政治紙は88紙が存在し、総印刷部数は454.6万部となっている。特徴的なのは、新聞の種類でみれば政治紙の方が圧倒的に多いにもかかわらず、総印刷部数では大部分を情報紙が占めており、相対的に政治紙の割合が低いことである。また、政治紙の構成においては、産党系あるいは社会党系の新聞は少なく、中道派あるいは右派寄りの新聞が多いことを指摘することができる。

それでは解放直後、新聞はいかなる状況にあったのだろうか。まずもって、「カイエ・ブルー」を前提にしてアルジェの臨時政府が発行した「1944年6月22日オルドナンス」が明記したように、対独協力に加担した新聞は発行停止処分を受け、結局、発行を許可された新聞は僅かにとどまったことを確認すべきだろう。パリの新聞を例にとれば、解放時に発刊していた新聞は5紙に過ぎない。一つ目はキリスト教民主主義系の新聞で、1940年6月に入ってから自主的に発行停止を決めた『ローブ (L'Aube)』である⁴。発行停止後、この編集部はレジスタンス活動を開始したが、そのなかには全国レジスタンス評議会の代表を務めたジョルジュ・ビドーや戦前から新聞改革を訴えていたフランシス・ゲイがいた。この新聞は解放後、フランス人民共和運動（通称MRP、以下、MRPと表記）の機関紙の役割を果たすことになる。二つ目は共産党系の新聞『ス・ソワール (Ce Soir)』である。『ス・ソワール』は1939年、独ソ不可侵条約の直後に発行を禁止されたが、1944年9月末、作家のルイ・アラゴンを編集長に据え、再発行に至った。三つ目はドイツ軍の南部地域侵入直後に活動を停止した『ル・フィガロ (Le Figaro)』で、1944年8月24日にピエール・ブリッソンは再発行の許可を得る。その他、社会党（社会主義労働者インターナショナル・フランス支部、通称SFIO、以下、社会党と表記）の機関紙『ル・ポピュレール・ド・パリ (Le Populaire de Paris)』や共産党の機関紙『リュマニテ (L'Humanité)』があった⁵。

次にレジスタンス運動の一環として占領期に創刊された新聞が7紙あり、それらは解放後も存続を許された。まずは共産党に近いエマニュエル・ダスティエの『リベラシオン (Libération)』、エリー・ペジュとアントワヌ・アヴィナンの『フラン・ティールール (Franc-Tireur)』、直接的に共産党員が編集を行った『フロン・ナショナル (Front national)』である。次にパスカル・ピアが率い、アルベール・カミュが編集長を務めた『コンバ (Combat)』で、アンドレ・マルロー、ジャン＝ポール・サルトル、

4 とりわけ戦前の『ローブ』については以下を参照。Françoise Mayeur, *L'Aube. Etude d'un journal d'opinion 1932-1940*, Paris, Armand Colin, 1966.

5 Marc Martin, *Médias et journalistes de la République*, Paris, Odile Jacob, pp. 276-277.

レイモン・アロンらの協力者もあって、若い知識人に大きな影響を与える新聞となった⁶。後の部数の大きさという観点からすれば、フィリップ・ヴィアネイとロベール・サルモンの『デファンス・ド・フランス (*Défense de France*)』が筆頭に来るだろう。この新聞は、9月に新聞名を『フランス・ソワール (*France-Soir*)』に変え、ピエール・ラザレフを迎えた後、1950年代には100万部を超える新聞に成長を遂げるようになる。その他、ラウル・ペイニエとアンドレ・ミュテールの『フランス・リブル (*France libre*)』やレジスタンス中にフランソワ・ミッテランらが筆を寄せていた『ロム・リブル (*L'Homme libre*)』(後に『リブル (*Libres*)』に変更)⁷。

最後にパリ解放とほとんど同時の8月22日に創刊された日刊紙として『ル・パリジャン・リベレ (*Le Parisien libéré*)』があった。マキシム・ブロック＝マスカール、エミリアン・アモリー、クロード・ベランジェらがその創刊に携わった。創刊日が示すように、この新聞自体はレジスタンスとは無縁であるが、創刊者はいずれも地下出版に尽力した人物たちである⁸。

以上のように解放直後のパリの新聞を例にとれば、その特徴にこそ差があるものの、わずかな数しか発刊していなかった。さらに、その時点では、ほとんどレジスタンスの新聞が対独協力で発行停止処分を受けた新聞に取って代わっただけで、情報秩序の刷新が行われたわけではなかった。新しい新聞が相次いで創刊されるようになったのは、多様性の確保を目指した「1944年8月26日オルドナンス」に加え、とりわけ、対独協力に関わった新聞社の財産接収が決められた「1944年9月30日オルドナンス」の発布以降である。しかし新聞の発行が許可されるには一定の条件を満たしている必要があった。それは「カイエ・ブルー」が定めたように、情報臨時事務官や共和国監査官によって「愛国的な団体」(*équipes patriotes*)と認められるという条件である。さらに、そこに事前検閲がつけ加えられるようになった。

ところで、解放時、地方紙はいかなる状況にあったのか。パリとは異なって、地方にはレジスタンスに参加した新聞が少なく、解放後にそのまま発行というわけにはいかなかった。解放時に情報省大臣を務めたピエール＝アンリ・ティジャンは次のように述べている。

6 『コンバ』については以下の通史を参照。Yves-Marie Ajchenbaum, *À la vie, à la mort. Histoire du journal Combat 1941-1947*, Paris, Le Monde éditions, 1994.

7 Marc Martin, *op. cit.*, pp. 277-278.

8 エミリアン・アモリーについては前稿でも言及したが、以下を参照。Guy Vadepiet, Émilien Amaury, *La véritable histoire d'un patron de presse du XX^e siècle*, Paris, Le cherche midi, 2009.

大部分の県や地域において、発行停止処分を受けた新聞に取って代わるだけの対独抵抗新聞がなかった。つまり必然的にこうした地域や県では－大体がそうであるが－対独抵抗新聞に対応していない新たな新聞を認可していかざるを得なかった。換言すれば、そこでは、新たな出版物を刊行する権利を、ジャーナリズムにおいて対独協力で獲得される資格のない集団に与えなければならなかった⁹。

ティジャンの発言から分かるのは、「愛国的な団体」という曖昧な条件は、結局のところ対独協力に加担したかどうかであった。結果的に、地方ではジャーナリズム業界への参入がパリよりもずっと容易な状況にあった。ならば、1939年8月時点と比べて大きく変化したのかといえ、その辺はいくつかのケースがあり、事情は複雑である。1939年時点に存在した新聞の名前を据え換えただけで人員はほとんど同様という新聞社もあれば（たとえばグルノーブルの『ル・レヴェイユ (*Le Réveil*)』）、人員は変わったものの戦前の方針を継承した新聞社もある（たとえばマルセイユの『ル・プロヴァンサル (*Le Provençal*)』）。もっとも多かったのは、戦前と解放後においてジャーナリストの面々が入れ替わったのに加えて、とくに編集方針を政治紙へと移行し、党派性を全面に出した新聞である（たとえばマルセイユの『ラ・マルセイエーズ (*La Marseillaise*)』）¹⁰。

表1：1939年8月と1944年12月の新聞の類別¹¹

	1939		1944	
情報紙	7,266,000	61.5%	1,574,000	15.9%
政治紙	4,546,000	38.5%	8,341,000	84.1%
レジスタンス系	-----	-----	1,115,000	11.2%
共産党系	600,000	5.1%	2,816,000	28.4%
社会党系	733,000	6.2%	2,246,000	22.7%
急進党系（およびUDSR系）	871,000	7.4%	392,000	4.0%
人民共和運動系	-----	-----	1,005,000	10.1%
中道及び右派系	2,342,000	19.8%	767,000	7.7%
合計	11,812,000	100.0%	9,915,000	100.0%

9 Noël Jacquemart, « Quatre ans d'histoire de la presse française, 1944-1947 », *L'Écho de la presse et de la publicité*, numéro spécial, 1948, p. 8.

10 Jean Mottin, *op. cit.*, p. 32.

11 以下に基づいて作成。*Ibid.*, pp. 23-25, pp. 33-36. ジャーナリズム史を専門とするマルク・マルタンも同様の手続きで表を作成しているが、いくつか計算に誤りがある。Marc Martin, *op. cit.*, p. 292. なお、UDSR (Union démocratique et socialiste de la Résistance) はレジスタンス民主社会主義連合のことである。

その結果、1939 年では情報紙が総部数において圧倒的な割合を占めていたのに対して、解放後にはそれが逆転する。実に政治紙が 8 割以上を占めることになった。表 1 は 1944 年 12 月時点での新聞の状況を表したものであるが、それについて次節で考察を加えることにする。

二. 解放後における新聞の変容

1939 年 8 月と 1944 年 12 月、すなわち戦前と解放後の新聞の発行状況に関して、いくつかの変化を指摘しておきたい。第一は上述のように情報紙の激減を挙げることができる。フランス全体で情報紙は 14 紙しかなく、その内訳はパリに 4 紙（『ル・モンド (*Le Monde*)』、『リブル』、『パリ・モンディアル (*Paris-Mondial*)』、『ル・パリジャン・リベレ』¹²⁾、地方に 10 紙となっている。第二はレジスタンスの新聞が示す存在感である。各レジスタンス組織や各県の解放委員会の代表者にはほとんど自動的に発行許可が下り、解放直後は一つの勢力を誇るに至った。さらにこのレジスタンスの新聞は、政治政党と強いつながりを得ながら発行され、政治紙の割合の増加に貢献するかたちになっている。それに類する代表的な新聞を示すと、上記の『フロン・ナシオナル』は共産党系で、『ムーヴマン・ド・リベラシオン・ナシオナル (*Mouvement de libération nationale*)』は社会党系ということになる。第三は政治政党に与する新聞、すなわち機関紙と称すべき日刊紙が陸続と創刊されたことである。端的に言って、戦前と解放後の間にある大きな違いは何よりもジャーナリズム界全体が党派性を帯びたことにある。1928 年、レオン・ブルムが新聞は政治政党の管理・責任下に置かれるべきであると主張し、新聞改革を提案したが¹³⁾、ある意味では解放直後にその状況が到来したことになる。

この新聞が有する党派性については MRP、共産党、社会党の三党の影響下にある新聞が顕著な数字を示している。とくに共産党と社会党は、この二つの政党を支持する新聞が総部数のうち半分以上を占めた。この数字は 1945 年 10 月の憲法制定議会選

12 なかでも特筆すべきは、『ル・モンド』の創刊であろう。臨時政府内閣首相ドゴールは、偉大な国には偉大な新聞が必要と考え、情報省大臣ティジャンとともに、かつて『ル・タン』の特派員として名を馳せたユベール・ブーヴ＝メリーを説得して、日刊紙の創刊を要請した。本稿では論じないが、戦後フランスのジャーナリズムの刷新においてこの新聞の創刊事情とその後の展開はもっとも重要な議論の一つである。なお、『ル・モンド』についてはすでに以下の詳細な研究書が公刊されている。Patrick Eveno, *Histoire du journal Le Monde 1944-2004*, Paris, Albin Michel, 2004.

13 *Le Populaire*, 28 avril, 1928.

挙の結果に反映されることになる。同選挙において共産党が26.2%、社会党が23.4%の得票率を記録し、23.9%を得たMRPとともに与党を形成した。他方、中道系、右派系の新聞は戦前に比べて部数を大幅に減少させ、同選挙でも苦戦を強いられる結果になった。また、1944年12月時点で、急進黨系およびレジスタンス民主社会主義連合の潮流に位置づく新聞も全体的にきわめて低い数字であった。もっとも、政治紙の部数と選挙における政党の得票数は同じ割合になるわけではない。解放直後のフランスにあって、新聞の製作に必要な物資は不足しており、なかでも紙の供給は間に合わず、情報省が新聞社にその分量を割り当てていた。それゆえ、人びとは読みたい新聞を購入するというよりも、キヨスクに並んでいる新聞を購入するケースもあった¹⁴。とはいえ、ある程度までは人は自らの政治的傾向にしたがって選択的に新聞を読んでいたとみるのが妥当であるように見える。

1944年12月以降、新聞の状況はどのような変化を遂げたのか。ここで問いに付されることになったのが上記の事前検閲制度である。二つの事例がその問題を象徴的に語っている。一つは解放時に発行停止になったカトリック系の新聞『ラ・クロワ (*La Croix*)』の再刊である。同紙は占領下でも発行しつづけ、一度は停止処分を受けたにもかかわらず、臨時政府内閣における新聞改革の中心人物ティジャンの支援を得ることで1945年2月に発行が許可されたのである¹⁵。もう一つは解放時に『ル・プティ・プロヴァンサル (*Le Petit Provençal*)』を『ル・プロヴァンサル』に変更して占有し、マルセイユの一大新聞に成長させたガストン・ドフェールのような人物の立ち位置それ自体である。ドフェールは1946年1月26日から情報省大臣を務めるなど新聞改革を左右する政治的立場にありながらも、ジャーナリズムの世界でも重要な位置を占めており、彼の新聞を優遇するのではないかという疑念があった。

こうした事例から、新聞の発行許可がある個人や集団の利害関係に基づいて下りていと判断する者は多かった。換言すれば、金銭権力や政治権力に従属しない新聞の発刊という理想がすでに崩れたかのように受け止められることになった。1946年3月13日の憲法制定議会において、ロラン・ド・ムスティエがドフェールに対して次のように述べている。

この問題に関して、あなたはどのようにして裁判官であると同時に当事者であり得るのか。もし私が得た情報が正しいのだとすると、あなたはマルセイユ最大の新聞

14 Marc Martin, *op. cit.*, p. 282.

15 *Ibid.*, p. 280-281.

聞を占有しながら、それがあなたの所有となるような法案を提出されている¹⁶。

「この問題」というのは、対独協力新聞あるいはその関係者をいかに裁き、接収した財産をいかに分配するかという問題である。当時、その責任を担っていたのが情報省で、その大臣ドフェールに対して、ムスティエは「新聞の自由」が一部の個人や集団に委ねられていることを指摘した¹⁷。さらに、この憲法制定議会でエドゥアール・エリオは事前検閲を正面から取り上げて批判している。

私たちの歴史において、すべての反動的体制が事前検閲体制を実行し、すべての自由主義的かつ共和主義的体制がそれに抗してきたことを証明するのは実に容易い。

私は新聞・雑誌の自由の歴史をここで総括しようというのではない。[……] 私は単に事前検閲について話し、あなたがたに、その維持を受け入れることのできる民主主義者や共和主義者はいないことを証明したい¹⁸。

結局、事前検閲制度には批判者が多く、1947年3月に廃止されることになる。しかしながら、モッタンによれば、当時の批判ほどに事前検閲の濫用があったわけでもなく、また、恣意的な判断が新聞界を覆うこともなかったとしている¹⁹。

つまり、1944年12月からの新聞の種類や部数の変化は事前検閲制度とはそれほど関係がなかった。というのも、発行許可は政治政党やレジスタンス組織といった集団の性質ではなく、個人の資格でもって判断されるものであったからである。解放期には占領下の経験を踏まえて事前検閲を設置した一方で、戦前の金銭権力の問題を踏まえて新聞の多様性と自由という理想があった。そして新聞の多様性を確保するには、集団ではなく個人に許可を与えるべきであると考えられた。したがって、発行許可を得た個人は文字どおり新聞の所有者となることができた。ここにこそ1944年9月以降、新聞の党派性が大きな変化を遂げていく要因がある。すなわち、個人の資格で新聞の所有者となるということは、その個人の支持政党が変われば、新聞の党派性も変わり得ることを意味する。政党からすれば、新聞の所有者の思想的変化によって自らを支持する新聞が失われるということになる。

16 *Journal officiel*, 14 mars 1946.

17 Jean Schwœbel, *La presse, le pouvoir, l'argent*, Paris, Seuil, 1968, p. 84 (『報道・権力・金』(井上日雄・鈴木博訳)、サイマル出版会、1968年)。

18 *Journal officiel*, 14 mars 1946.

19 Jean Mottin, *op. cit.*, p. 40.

1944年12月以降に新聞が経験する変化については発行許可の問題の他、三つの要因を挙げることができる。第一は読者側の変化に求められる。読者が露骨に政治的な教義を表明する政治紙よりも情報紙を好むようになった。第二はレジスタンス組織の解体である。解放から時間が経つにつれて、レジスタンス組織が分解し、それに伴いレジスタンス系の新聞もまた消失することになった。第三に新聞自体の変化を考慮する必要がある。読者の好みの変化に応じて、解放後の数ヶ月の間に創刊された多くの新聞が方針を変化させざるを得なかった。さらにいえば、解放からしばらくの間、新聞社全体が深刻な財政危機に直面したことも新聞の党派性の変化に関係したようにみえる。各々の新聞は廃刊を回避すべく、あるいはコストの削減を実行すべく、方針や理念の近い新聞と統合したからである。

三. 1947年3月における新聞の状況

以上のごとく、1944年12月以降、新聞に変化をもたらした諸要因を考慮して、1947年3月の新聞がいかなる状況にあったのかを確認していきたい。

表2：1947年3月新聞の類別²⁰

情報紙	5,993,000	48.5%
政治紙	6,362,000	51.5%
レジスタンス系	-----	-----
共産党系	1,833,000	14.8%
社会党系	469,000	3.8%
急進党系（およびUDSR系）	444,000	3.6%
人民共和運動系	2,026,000	16.4%
中道及び右派系	1,349,000	10.9%
その他（カトリック系）	241,000	2.0%
合計	12,355,000	100.0%

1944年12月の表と比較して、まずは二つの点について指摘しなければならない。一つはレジスタンス系の新聞に関するカテゴリーがなくなったことである。解放から時間が経つにつれて、レジスタンス組織によってその精神が全面的に押し出される新聞はほとんどなくなった。しかし、それはレジスタンス系の新聞が廃刊したことを意味

20 以下に基づいて作成。Jean Mottin, *op. cit.*, pp. 42-46. 表1と同様、表2においても印刷部数が2万部以上の日刊紙を対象とした数字である。

しない。多くの場合、ジャーナリストは同じままで、方針のみを変えて存続した²¹。レジスタンス系の新聞は、1944 年 12 月時点でパリに 1 紙、地方に 17 紙あったが、1947 年 3 月までに廃刊したのは 3 紙のみである。もう一つは総部数のなかで情報紙の占める割合が 4 倍近くも増加したことである。種類をとってみても、1944 年 12 月に 14 紙あった情報紙は、1947 年 3 月には 51 紙に増えた。情報紙の種類の増加が総部数のそれにつながったとみてよいだろう。

さて、政治紙に関していうと、1944 年 12 月から 1947 年 3 月にかけて総部数に占める割合を大きく減らした。新聞の数も 112 紙から 70 紙にまで落ち込み、たしかにジャーナリズムの世界で政治紙が衰退したかのようにみえる。しかしながらここで次のことに留意しなければならない。すなわち情報紙に分類されている新聞のなかに政治紙的要素の強いものが多く含まれているということである。そもそもこの統計は便宜上、情報紙と政治紙に分類されているが、そのいずれにも該当しない党派性を帯びた情報紙が出てきたのである。

共産党系の情報紙は 7 種類、総部数 92.6 万部、社会党系は 16 種類、137.7 万部、急進党系は 11 種類、121.5 万部となっている。パリの新聞に限定すれば、共産党系は『フラン・ティール』、『リベラシオン』、社会党系は『リブル・ソワール』、急進党系は『ロロール』、『コンバ』がそれぞれ党派性を有する情報紙に該当する。その一方で「政治紙」に分類されているが、実際は「情報紙」に数えるべき日刊紙もある。とくに人民共和運動系の新聞と中道及び右派系の新聞がそうである。前者は 22 種類、202.6 万部であるが、『ス・マタン (*Ce Matin*)』、『ル・フィガロ』などは情報紙として見做すことができる。後者は 22 種類、134.9 万部で、『パリ・プレス』を情報紙に入れることが可能であろう。モットンによれば、党派性を持たず、政治的自立を果たしていると思われる情報紙はパリの 3 紙（『ル・モンド』、『フランス・ソワール』、『ル・パリジャン・リベレ』）と地方紙 14 紙で、総部数のうち 20%ほどしか占めていない²²。情報紙のなかに党派性を有する新聞があり、また政治紙のなかに情報紙とされる新聞があり、表 2 の数字はかなりの程度、曖昧であるといわざるを得ない。ただ、これはモットンに帰されるべき問題ではない。むしろ彼は 1944 年 12 月の統計とは異なって 1947 年 3 月の統計においては分類の仕方に困難を覚えているように思われる。つまりここで確認すべきは、1947 年には新聞を情報紙と政治紙の二分法では捉えられない状況があったのであり、おそらくそれは今日に至るまでフランスのジャーナリズムの最たる特徴でありつづけているということである。

21 *Ibid.*, p. 41.

22 *Ibid.*, p. 46.

ところで、1944 年 12 月から 1947 年 3 月までに新聞に関する様々な法律やオルドナンスが發布されたが、なかでも情報省大臣ガストン・ドフェールが中心となって作成された「1946 年 5 月 11 日法」について言及しておきたい。その内容は主に接収財産の国家への移転、移転した財産の全国新聞社協会 (Société nationale des entreprises de presse、以下 SNEP) への帰属、諸法律に適う新聞社への財産配分を規定するものである。とくに最後の財産配分についてはその後、新たな新聞の発行の行方のみならず、既存の新聞社の財政状況にも影響を及ぼすものであった。上記の二つの表の数字はこの法律によって間接的な影響を受けた可能性が高いと推測される。

しかし、数字以上に重要なのは「1946 年 5 月 11 日法」が別の次元でも影響を与えたと考えられることである。1947 年以降、つまり第四共和政が発足し、政党間の権力争いが生じるなかで、党派性を有する新聞の数と部数の多寡は、世論の支持を左右し得るもので、各政党にとって無視できない要素であった。そうであればこそ、政党にとって、新聞のあり方に介入し得る政府の要職をどこが占めるかが重要となってくる。情報省と司法省に加えて、「1946 年 5 月 11 日法」によって創設された SNEP は主要なポストであった。つまり、この法律はアクターの数を増やし、結果的に政党間のポスト争いに影響を与えたといえることができる。1947 年以降の数年をとれば、社会党、MRP、急進党の三つの政党が、情報省大臣、司法省大臣、SNEP 会長の座をめぐる争った。まず SNEP 会長の職を支配したのは社会党である。ガストン・ドフェールによって、SFIO 指導委員会の一員ジャン・ピエール＝ブロックが会長職に任命され、5 年間の任期を果たすように要請される。MRP に関しては対独協力新聞の訴訟に影響力を及ぼし得る司法省大臣を占めたが、不安定であり、人民左派連合 (Rassemblement des gauches républicaines、通称 RGR) の名の下、集結した急進党にその座を明け渡すことになった。実際のところ、MRP と急進党は交互に司法省大臣の座を分かち合うかたちになるが、後者に有利な状況が生じる。急進党は情報省大臣にピエール・ブルダンを送り込み、たとえば戦前の大新聞『ラ・デペーシュ (*La Dépêche*)』の復刊に成功する。この新聞は対独協力を理由に発行停止と接収が告げられたが、それが撤回され、タイトルを少し変えて『ラ・デペーシュ・デュ・ミディ (*La Dépêche du Midi*)』として発行が許可されることになったのである²³。

以上は情報省、司法省、SNEP、三つのアクターが 1947 年以降の新聞界で重要な役割を果たしてきたことの一例を示すものである。実際にはこの三つのアクターが政党と複雑なかたちで関係し、そこには錯綜した利害関係があった。対独協力で財産の

23 Marc Martin, *op. cit.*, pp. 292-293.

接収が決まった新聞社をめぐる数々の裁判、新たに創刊される新聞、目まぐるしく交代する第四共和政政府など、社会経済的状况をも踏まえたうえで分析されるべき課題は多く残されているように思われる。

おわりに

本稿ではとくにジャン・モッタ『プレス政治史』の統計を参考に、解放から 1947 年 3 月にかけて新聞がいかなる変遷を遂げたのかを確認してきた。その変化を要約すれば次のようになるだろう。第一に戦前に総部数の大部分を占めたのは情報紙であったが、解放後 1944 年末にはそれが激減し、そこから 1947 年 3 月には大幅に増加したことである。第二にこうした情報紙の変化に伴い、政治紙は逆の変遷を遂げたことを強調する必要がある。1944 年 12 月にはきわめて多くの割合を政治紙が占めたのに対して、1947 年 3 月になると新聞の種類・総部数ともに減少を経験する。その要因としては、レジスタンス系の新聞の多くが情報紙へと移行したこと、読者の嗜好が変化したこと、読者に対応すべく政治紙が情報紙へと方向転換を図ったことを挙げることができる。しかしながら、第三に 1947 年ではそもそも情報紙と政治紙という区別自体がほとんど無効化される状況にあったことである。情報紙といっても党派性を有する新聞が多く、それらは政党から自立した立場をとることはできなかった。

こうした統計的な分析と並んで、事前検閲制度や「1946 年 5 月 11 日法」に関する動きも重要である。たしかに事前検閲制度が新聞の統計にどれほど影響を与えたのかは定かではない。「1946 年 5 月 11 日法」についても同様である。しかし両者に共通するのは、個人や集団の利害に沿ってそれらが運用されることがあったことである。それを受けて事前検閲制度については早い段階で廃止されるに至った。問題は「1946 年 5 月 11 日法」である。この法にしたがって創設された SNEP を含めて、1947 年以降は情報省と司法省を含めて、どの政党がどのポストを得るかは新聞界の状況を変化せしめる要因となったと考えられる。

最後に以上を考慮したうえで、今後の課題を示しておきたい。まずは戦後の情報秩序の再構築において主要なアクターであったと思われる上記の SNEP や情報省に関する詳細を明らかにすることである。SNEP は、創設以降、「様々な手ぬかり、失敗、行き過ぎをとがめられて、痛烈な攻撃を受けた。そうした非難の大部分は、たいした根拠のないいいがかりだったと思われるが、協会の運営ぶりにはたしかに非難をうけても仕方のない点²⁴」があった。さらにいえば、SNEP の運営は新聞改革を挫折に導

24 Jean Schwœbel, *op. cit.*, pp. 161-162.

く一因となったと指摘されている。それならば、根拠のないいいがかりをなぜつけられたのか、また、運営のいかなる点に問題があったのかなどを問うてみる必要はあるだろう。端的に言って SNEP が創設される過程や組織の変遷までその情報を整理することから出発すべきある。情報省についてもティジャンやドフェールといった有力な政治家が大臣を務め、新聞改革に大きな影響力をもったにもかかわらず、内実はほとんど知られていない。とりわけ第四共和政下の内閣は短命に終わっていくため、情報省大臣も矢継ぎ早に交代していった。そのなかで情報省の新聞改革に対する意志はどの程度一貫性が保たれたのかは、この研究を進めるにあたって不可欠な問いになるはずである。また、解放以降のジャーナリズムと政党との関係性も追究する価値があるだろう。ここでは新聞の党派性と選挙結果とがある程度重なっていることをジャーナリズム側の視点で指摘したが、政党側の視点からそれを捉え直すことも可能である。こうした課題は別稿に譲りたい。

付記

本稿は 2014 年度南山大学パツヘ研究奨励金 I-A-2 の助成による研究成果の一部である。

